

確 約 書

南城市長 殿

私は、南城市海野漁港背後用地(以下「本物件」という。)の売買契約を締結するにあたり、下記事項を確約いたします。

項目 1. この土地を私の住宅以外の目的で使用しません。

項目 2. 所有権移転登記の完了日から起算して 5 年以内に住宅の建築を完了し、自ら居住します。

やむを得ず期間延長が必要な場合は、事前に甲(南城市)と協議します。

項目 3. この土地を所有権移転登記の完了日から 10 年間は転売しません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1) 買戻特約の期間が満了した場合

(2) 相続、遺贈その他の一般承継による所有権移転

(3) やむを得ない事情により、南城市と協議し、承認を得た場合

項目 4. 建築完了後 3 か月以内に住民登録を行います。

項目 5. この土地で甲(南城市)の承諾を得ることなく営業行為を行いません。

項目 6. 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。

また、これら暴力団及び暴力団員と社会的非難される関係を有しておりません。

項目 7. 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて応募するものではありません。

項目 8. 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はそれら団体に属しておりません。

項目 9. 本物件を購入した場合、反社会的勢力へ転売、賃貸はいたしません。

項目 10. 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)の規定により、不動産の売買、交換又は貸与を営む者(ただし、本物件の購入について、自己の居住の用に供することを目的とし、転売又は賃貸を目的としない場合は除く)ではありません。

項目 11. 同地区で過去に処分地を買い受けた者ではありません。

項目 12. 地域コミュニティの維持及び発展のため、当該行政区の自治公民館組織(支部)への加入に努めます。

項目 13. 漁業者や漁港利用者、近隣住民とトラブルを起こしません。

項目 14. 公害をもたらす施設等、近隣に迷惑を及ぼすおそれのある施設の設置又はそのような行為を行いません。

項目 15. 購入した土地に設置してある給水栓、下水公共枴、電柱(支線)は原則として移動しません。やむを得ず移動又は撤去が必要な場合は、事前に甲(南城市)と協議します。

項目 16. 購入した土地について、善良な管理者の注意をもって管理します。

項目 17. 開発及び建築にあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例、南城市都市計画マスタープラン等を遵守します。

項目 18. 上記事項に違反した場合、契約書第 16 条に定める違約金の支払い、第 19 条に定める買戻特約の行使、第 17 条に定める契約解除等の措置を受けることを承諾し、これらの措置に対して異議を申し立てません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印